

# 米内小いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

## 1 はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の重大な課題となっています。いじめの根絶が強く訴えられ、各学校で細やかな配慮のもとに取組が行われていても、いじめのために学校に来られなくなったり、尊い命が絶たれてしまったりする事件が後を絶ちません。近年の急速な情報技術の進歩により、インターネットを利用した新たないじめも生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が交付されました。本校ではこれを受けて「米内小いじめ防止基本方針」を定め、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むものであります。

### 【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ問題に対する基本姿勢

- (1) いじめはどの子どもにも起こり得るものであることを強く認識し、全ての子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校・保護者・地域が連携して子どもの健全育成にあたります。
- (2) いじめは決して許されない行為であることの指導を徹底し、いじめをしないことはもちろんのこと、いじめが行われていることを認識しながらこれを放置することのないよう、子どもたちの「やさしさ」「たくましさ」を育てていきます。
- (3) いじめが発生した場合には、いじめを受けた子どもの生命及び心身の保護が特に重要であることの共通理解のもと、いじめを受けた子どもに徹底的に寄り添い、適切かつ迅速に対処します。

## 3 いじめ対策の組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

#### ① 名称

米内小いじめ対策委員会

#### ② 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任（拡大委員としてPTA三役、SC）

※ 必要に応じて構成員以外の関係者を招集します。

#### ③ 活動

- ・ 米内小いじめ防止基本方針の見直し
- ・ 学校いじめアンケートの作成・調査（6月・10月）・分析
- ・ いじめ認知
- ・ 要配慮の子どもへの支援策の検討
- ・ いじめ問題等への対応
- ・ 毎月1回職員会議後に定例会

※ 他、4月は計画作成、3月は1年間の取組の反省

## (2) いじめ未然防止の取組

### ① 授業改善

- ・ 子どもがストレスを高めることのない授業づくり（すなわち、分かる授業）
- ・ どの子どもも活躍できる授業づくり
- ・ 発言に対する冷やかしかからかいのない授業
- ・ チャイム席、正しい姿勢など、学習規律の徹底
- ・ 教師の適切な発言、配慮ある指導

### ② 学級風土づくり

- ・ 独りぼっちをつくらず、誘い合って遊びや活動に取り組む学級づくり
- ・ お互いを認め合い、自己有用感をもてる学級づくり
- ・ いじめを見逃さず、「だめなことはだめ」と言葉に出せる学級づくり

### ③ 道徳教育の充実

- ・ 毎月1日を道徳の日に設定（学級指導で道徳的価値についての説諭を行う）

### ④ 情報教育の推進

- ・ 高学年を対象に情報モラル等についての指導（7月）

## (3) いじめ早期発見への取組

### ① 学校いじめアンケートの実施

- ・ 6月、10月に学校独自のアンケート実施
- ・ 11月に市教委からのいじめアンケート実施

### ② 教育相談

- ・ いじめアンケート実施後、気になる子どもについて担任より教育相談を実施
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談実施（相談対象は、子どもの希望と担任の選出）
- ・ 担任による随時の教育相談

### ③ 観察等による情報収集

- ・ 余暇指導をとおして子どもの人間関係の把握
- ・ 特に始業前の子どもの様子の観察（健康観察等による把握）
- ・ 欠席した際の家庭への連絡
- ・ 養護教諭との密な連携  
※ 保護者からの情報を得やすくするためにも、日頃からのレポートづくりに心がける。

### ④ 情報の共有

- ・ 職員会議終了後、いじめ防止対策委員会での情報交換
- ・ 生徒指導主事や管理職への報告の徹底（些細なことと思うことでも、気にかかったことは即報告）

### ⑤ 教職員の研修

- ・ 年度始めの会議や年間を通して、生徒指導会議や職員会議等において、いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ」に関する全教職員による研修会の実施
- ・ 本校等の具体的事例に基づいた研修（生きた教材から学ぶこと）の実施

### ⑥ 保護者との連携

- ・ 相談しやすい体制づくり（年3回教育相談週間の設定）
- ・ いじめ側、いじめられ側の保護者に丁寧かつ誠心誠意事実を話す。
- ・ 謝罪に関わる。（特にも、いじめを受けた児童の保護者に対しては、①その思いをしっかりと受け止めて対応に当たる。②保護者の理解を得ながら指導にあたる。）
- ・ スクールカウンセラーによる相談等の保護者への周知

### ⑦ 関係機関との連携

- ・ 早期解決に向けた、教育委員会等との情報連携や行動連携
- ・ インターネット等に関わる事案については、保護者及び警察等との関係機関との連携の重視

### (3) 対策会議にもとづいたいじめ早期対応への取組

#### ① いじめられた児童への対応

- ・ つらい気持ちを受け入れ、心の安定を図る。
- ・ 必ず守ることをしっかり伝える。
- ・ 自信を持たせるよう配慮する。(自尊感情を高める)
- ・ 事実と被害者の感情等の聞き取りといじめの認知
- ・ 必要な場合は別室での授業

#### ② いじめた児童への対応

- ・ 事実確認とともに、いじめた理由についても十分に聞き取り、問題行動の背景にも目を向ける。
- ・ 心理的に追い込まないように一定の教育的配慮のもと、いじめは決して許されない行為であることを認識させる。

#### ③ いじめられた児童の保護者への対応

- ・ 発見したその日のうちに直接事実を伝える。
- ・ 指導方針と具体的対応を明確に伝える。
- ・ 保護者の不安を一つ一つ丁寧に取り除く。

#### ④ いじめた児童の保護者への対応

- ・ 十分な情報収集と正確な事実確認をし、直接事実を伝える。
- ・ 決して許されない行為であるという毅然とした態度で臨む。
- ・ 今後のかかわりについて、具体的な助言をする。

#### ⑤ 情報提供した児童への対応

- ・ 情報提供した勇気を称え、これからも正義にもとづいた行動をとるように励ます。
- ・ 秘密を守ることを伝える。

#### ⑥ 周りの児童への対応

- ・ 当事者だけの問題にせず、学級や学校の問題としてとらえる。
- ・ いじめを絶対に許さないという学校風土を築く。

#### ⑦ その他

- ・ 複数の対応とする。
- ・ いじめは繰り返すことがあるので、引き続き注意深く観察する。
- ・ 当該児童は特に積極的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・ 必要に応じ、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

## (2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合（疑いがあると認める場合）は、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

## (3) 重大事態の調査

- ① 学校が調査の主体となる場合（設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。）
  - ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
  - イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
  - ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - エ 調査結果を学校の設置者に報告する。
  - オ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報を提供する。（※関係者の個人情報に配慮する。）
  - カ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
  - キ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。
- ② 学校の設置者（盛岡市教育委員会）が調査の主体となる場合  
盛岡市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## 5 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。（教職員対象アンケート及び保護者対象アンケート）

- (1) いじめの未然防止にかかわる取組に関する事
- (2) いじめの早期発見にかかわる取組に関する事

## 6 家庭や地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校通信等に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T A総会や地区懇談会、米内地区教育懇談会で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信を通じて保護者に協力を呼びかける。（元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容）
- (4) 授業参観において、保護者に道徳の授業も公開する。

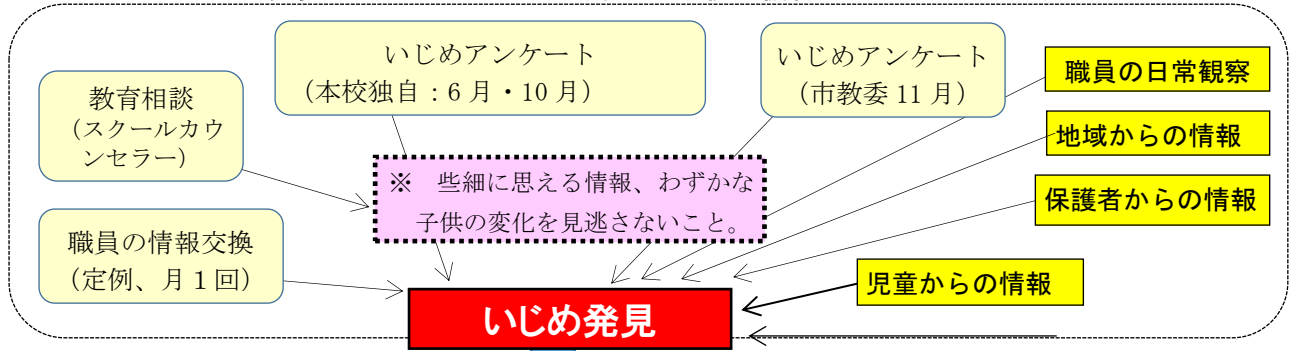
## 7 年間計画

月	取 組 内 容	実態調査等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（方針）・保護者説明（PTA総会・通信等）</li> <li>・児童の実態把握（生徒指導事例研や職員会議等で実施）</li> <li>・「米内小学校の生活のきまり」による指導</li> <li>・授業参観と保護者懇談会</li> <li>・各学級でのいじめ防止宣言づくり</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問による保護者との連携</li> <li>・大型連休中の暮らし方</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観と保護者懇談会</li> <li>・地区懇談会</li> <li>・校内教育相談週間①</li> <li>・Q-Uによる児童意識調査（2～6年）</li> </ul>	生活（いじめ）アンケート調査① 児童との個別面談
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期末保護者面談</li> <li>・夏休みの暮らしについて</li> <li>・いじめ防止についての振り返り</li> </ul>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> <li>・いじめ防止についての確認</li> </ul>	
9		
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内教育相談週間②</li> <li>・Q-Uによる児童意識調査（1年）</li> </ul>	生活（いじめ）アンケート調査② 児童との個別面談
11		いじめ調査（市教委）
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期末保護者面談</li> <li>・冬休みの暮らしについて</li> <li>・いじめ防止についての振り返り</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> <li>・いじめ防止について確認</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内教育相談週間③</li> <li>・授業参観と保護者懇談会</li> <li>・新入学児童保護者説明会</li> <li>・生徒指導事例研による児童の実態把握</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一年間の評価、次年度への引き継ぎ</li> <li>・春休みの暮らしについて</li> <li>・いじめ防止についての振り返り</li> </ul>	

## 8 附則

- ・この基本方針は平成29年4月1日に施行する。
- ・この基本方針は令和7年8月20日に一部改訂する。

いじめ発見・対応マニュアル（米内小学校危機管理マニュアルより）



校長

いじめ対策会議

**【構成員】** 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任（拡大委員としてPTA三役、SC）  
 ※ 必要に応じて構成員以外の関係者を招集

- 事実確認と正確な情報収集の手立ての確認
  - ・ 周囲の児童や保護者などからも情報を得る。
  - ※ 迅速に把握するため、原則、複数の職員で対応する。

把握すべきこと

- ① 誰が、誰をいじめているのか
- ② いつ、どこでいじめがあったか
- ③ どんないじめか
- ④ なぜいじているのか
- ⑤ いつから始まったか

- いじめられた児童（情報提供の児童）の保護の確認
  - ・ いじめられている児童からの聞き取りは、他の児童の目に触れないよう、場所や時間を考慮する。
  - ・ いじめられている児童といじている児童は、聞き取りの場所を別にする。

対策会議にもとづいて行動

いじめられた児童

- ・ つらい気持ちを受け入れ、心の安定を図る。
- ・ 必ず守ることをしっかり伝える。
- ・ 自信を持たせるよう配慮する（自尊感情を高める）。

いじめた児童

- ・ 事実確認とともに、いじめた理由についても十分に聞き取り、問題行動の背景にも目を向ける。
- ・ 心理的に追い込まないように一定の教育的配慮のもと、いじめは決して許されない行為であることを認識させる。

情報提供した児童

- ・ 情報提供した勇気を称え、これからも正義に基づいた行動をとるよう励ます。
- ・ 「秘密を守ること」を伝える。

周りの児童

- ・ 当事者だけの問題にせず、学級や学校の問題としてとらえる。
- ・ いじめを絶対に許さないという学校風土を築く。

いじめられた児童の保護者

- ・ 発見したその日のうちに直接、事実を伝える。
- ・ 指導方針と具体的対応を明確に伝える。
- ・ 保護者の不安を一つ一つ丁寧に取り除く。

いじめた児童の保護者

- ・ 十分な情報収集と正確な事実確認をし、直接、事実を伝える。
- ・ 決して許されない行為であるという毅然とした姿勢で臨む。
- ・ 今後のかかわりについて、具体的な助言をする。
- ※ 複数の対応とする（管理職も）

- ※いじめは繰り返すことがあるので、引き続き注意深く観察する。
- ※当該児童には特に積極的に関わり、自信を取り戻させる。
- ※必要に応じ、スクールカウンセラー等を活用する。